



いのち支える湯川村自殺対策計画

【第2期】

令和7年3月

福島県 湯川村

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年に急増して以降、14 年間連続して3万人を超えるという深刻な状況が続き、平成22年から令和元年まで減少傾向に転じた後も依然として2万人を超える方々が自ら尊い命を絶っています。

国では、平成 28 年に行われた自殺対策基本法の改正に伴い、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画の策定を義務付け、また令和4年10月「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。この中では、コロナ禍の動向を踏まえた取組を推進していくこと等が明記されております。

本村では、令和2年3月に「いのち支える湯川村自殺対策計画」を策定し、関係機関・団体と連携し自殺対策に取り組んでまいりました。

この度、これまでの取組をさらに発展させ、地域の実情に即した自殺対策を推進するため、「いのち支える湯川村自殺対策計画(第2期)」を策定いたしました。村の自殺の状況をみると自殺死亡率は増減を繰り返しており、自殺者数は依然として「0」ではありません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、健康問題、家庭問題、経済問題、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な社会的要因があり、それらが複雑に絡まり起こるといわれています。

本村では、本計画をもとに、引き続き関係機関・団体をはじめ地域の皆様の一層のご理解とご協力のもと、村民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない湯川村」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見を賜りました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

湯川村長 佐野 盛至

目 次

I	いのち支える湯川村自殺対策計画について	
I-1	自殺対策計画策定の背景と目的	4
I-2	趣旨	5
I-3	計画の位置づけ	9
I-4	計画の期間	9
I-5	計画の数値目標	9
II	湯川村の自殺の現状と関連するデータ	
II-1	湯川村の自殺の現状	11
II-2	自殺に関連するデータ	16
III	これまでの自殺対策と課題	
III-1	これまでの取組と評価	21
III-2	これまでの自殺対策と課題	23
IV	いのち支える自殺対策における取組	
IV-1	施策体系	25
IV-2	基本施策	26
(1)	地域におけるネットワークの強化	26
(2)	自殺対策を支える人材の育成	27
(3)	住民への啓発と周知	30
(4)	生きることの促進要因への支援	32
(5)	児童生徒の SOS の出し方に関する教育	34
IV-3	重点施策	
(1)	高齢者対策	36
(2)	生活困窮者対策	39
(3)	子ども・若者対策	40
(4)	無職者・失業者対策	42
(5)	勤務・経営者対策	43
IV-4	生きる支援関連施策	44
V	自殺対策の推進体制	
V-1	自殺対策組織の関係図	48

I いのち支える湯川村自殺対策計画について

I-1

自殺対策計画策定の背景と目的

湯川村では、これまでも「第3次健康ゆがわ21計画」に基づき、地域住民一人ひとりが健やかな「こころと身体」を育み、いきいきとした暮らしをおくることができる活力ある村を目指し、健康づくりを推進してきました。

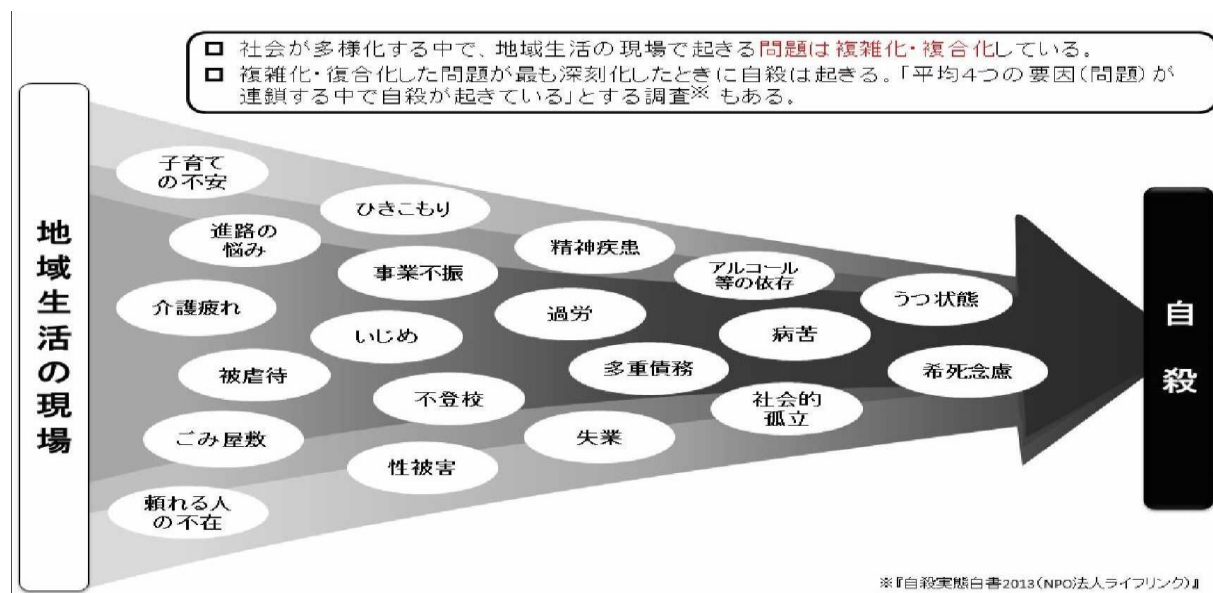
そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、健康問題、家庭問題、経済問題、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。(自殺の危機要因イメージ図：図1参照)。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません(自殺対策基本法第2条)。自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と謳っています。

本村では、令和2年3月に「いのち支える湯川村自殺対策計画」を策定し、村を挙げて自殺対策を推進してきました。現行計画の期間終了(令和7年3月)とともに、本村における新たな自殺対策の行動計画として、令和4年10月に見直しされた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、「いのち支える湯川村自殺対策計画第2期」(以下、「本計画」という。)を策定します。本村における総合的な自殺対策の取組方針を示すとともに、自殺対策に関連する事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら村全体で取組を進め、「誰も自殺に追い込まれることのない湯川村」の実現を目指します。

図1：自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点があげられています。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の生きることの阻害因子(自殺のリスク要因)が上回ったときに自殺に至る可能性が高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにし、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策や子どもに関する各関係機関との連携が重要です。

※性的マイノリティ・・・何らかの意味で「性」(「性別」)のあり方が多数派と異なる人のこと。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

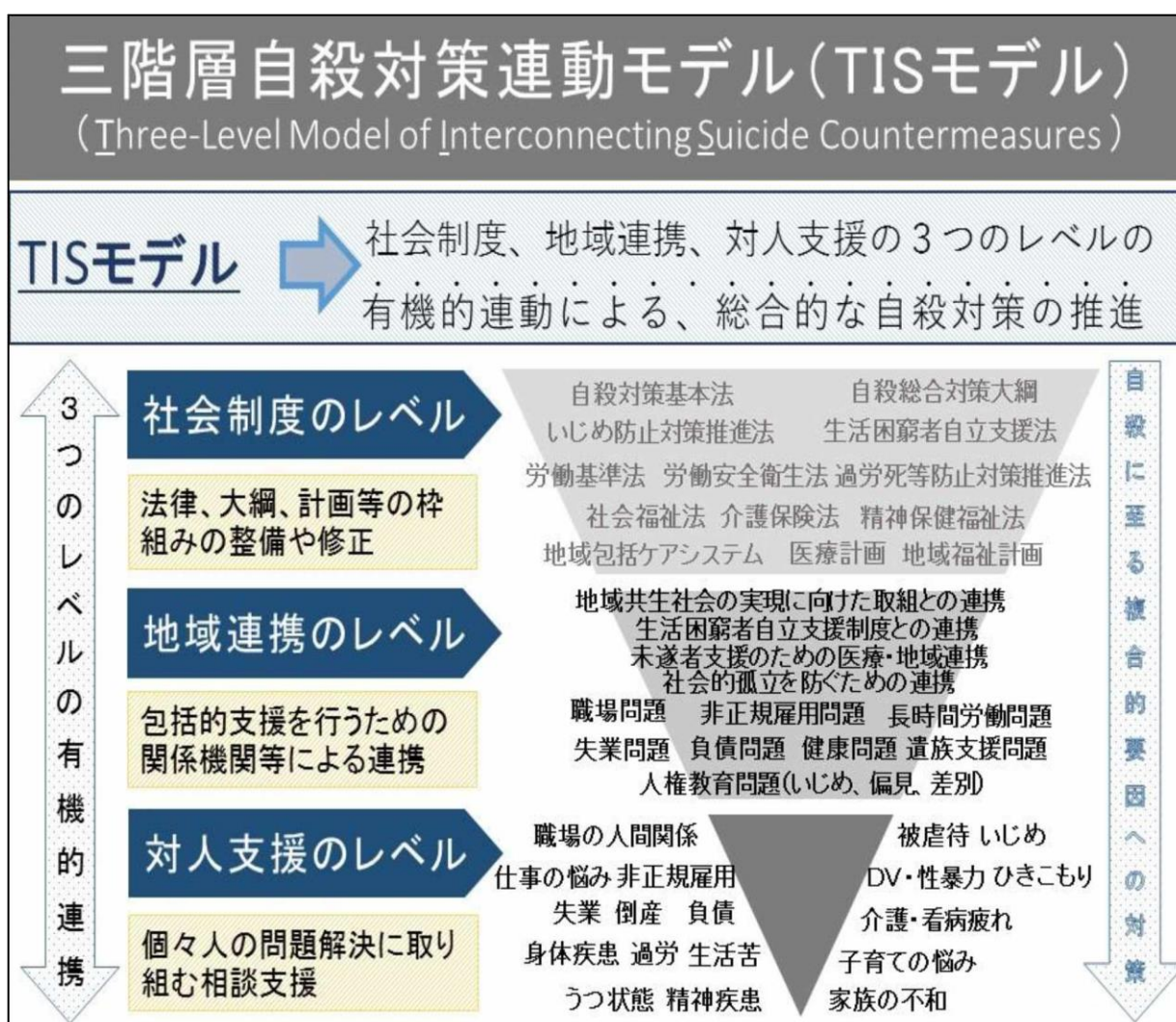
さらに、自殺対策は社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル：図2参照)です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図2：三階層自殺対策連動モデル(自殺総合対策推進センター資料)



4)実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく必要があります。

5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

6)自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

令和 4 年 自殺総合対策大綱(新大綱)の概要

第 1 自殺総合対策の基本理念

- ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第 2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ・自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進【新設】
- ・地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

第 3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・共同を推進する【新設】
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する【新設】

第 4 自殺総合対策における当面の重点対策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する【新設】
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する【新設】

第 5 自殺対策の数値目標

- ・令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる
(旧大綱の数値目標を継続)

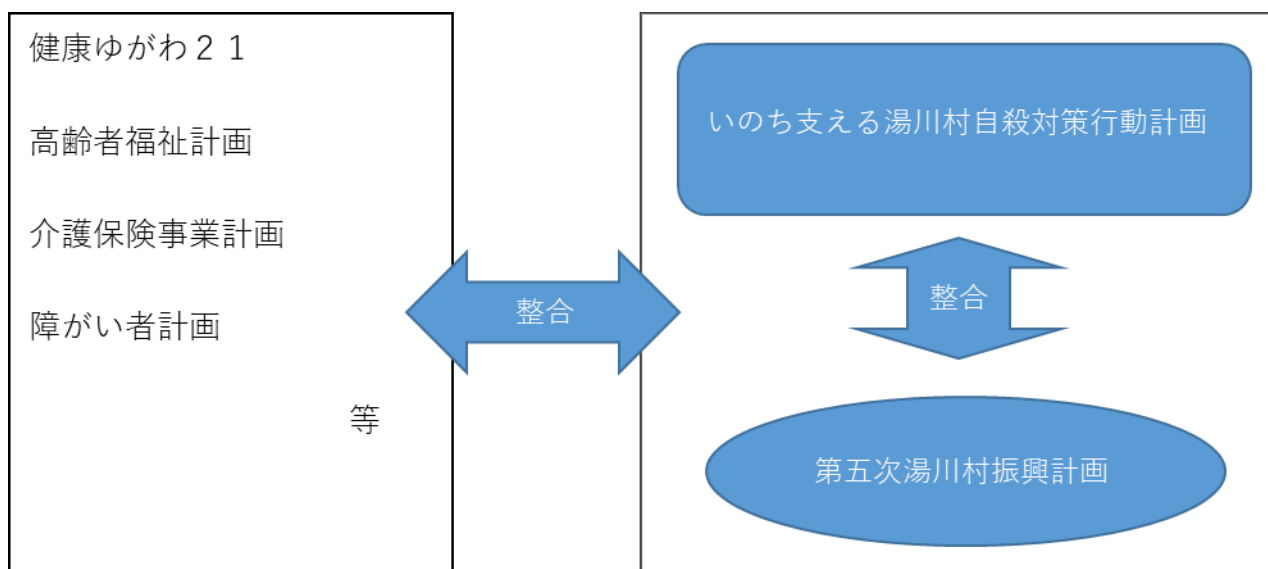
第 6 推進体制等

R4.10 月

I-3

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、湯川村における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「第3次健康ゆがわ21」や「第五次湯川村振興計画」との整合を図ります。



I-4

計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

I-5

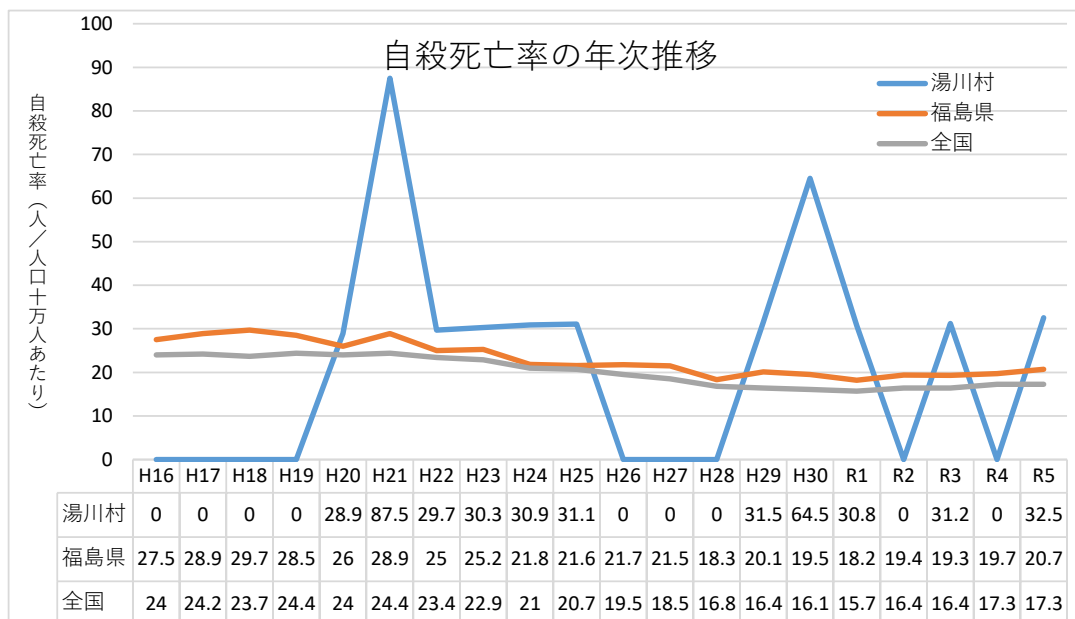
計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡률을30%以上減少させることとしています。

自殺死亡률은、人口規模の小さな本村では、大きく影響することが予測されるため、第1期計画と同様に「誰も自殺に追い込まれることのない湯川村」の実現を目指します。

Ⅱ 湯川村の自殺の現状と関連するデータ

(1) 自殺死亡率の年次推移



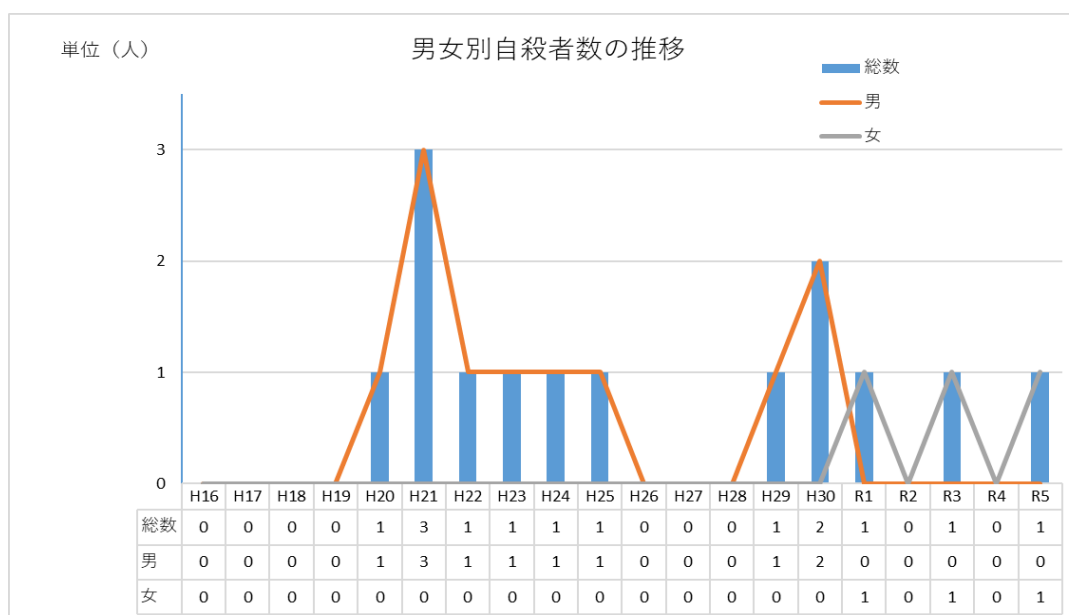
厚生労働省「人口動態統計」より

平成21年以降、国、県や会津保健所管内では減少傾向です。
村では大きく増減を繰り返していますが、中長期的にみると減少傾向です。

*自殺死亡率とは・・・

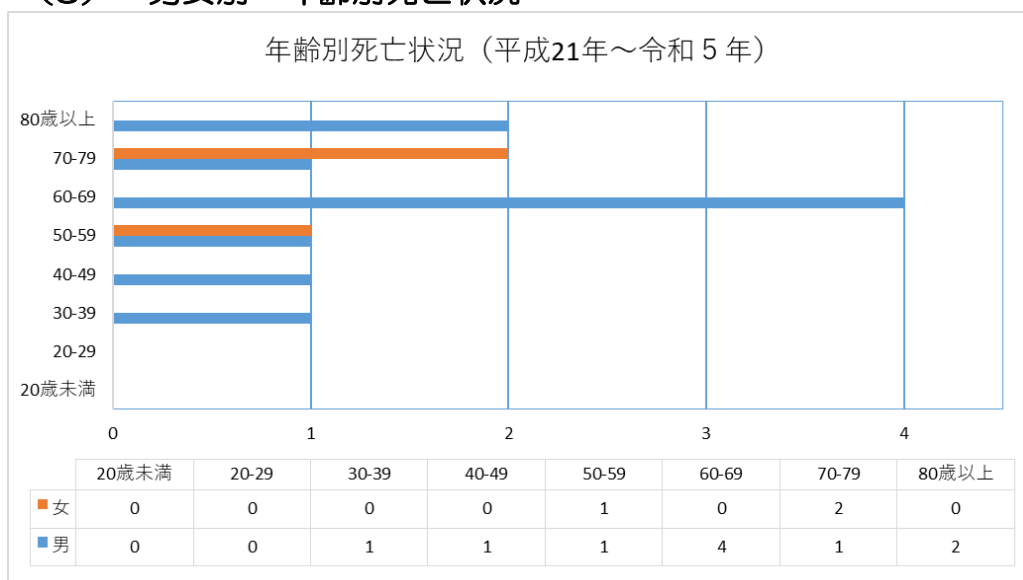
$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（10月1日現在）}} \times 100,000 \text{ 人}$$

(2) 男女別自殺者数の推移



平成20年から平成25年まで6年続けて自殺による死亡者がおり、平成29年から令和元年にも3年続けて自殺による死亡者がいました。20年間女性の自殺はありませんでしたが、令和元年以降は、女性の自殺死亡者のみとなっています。

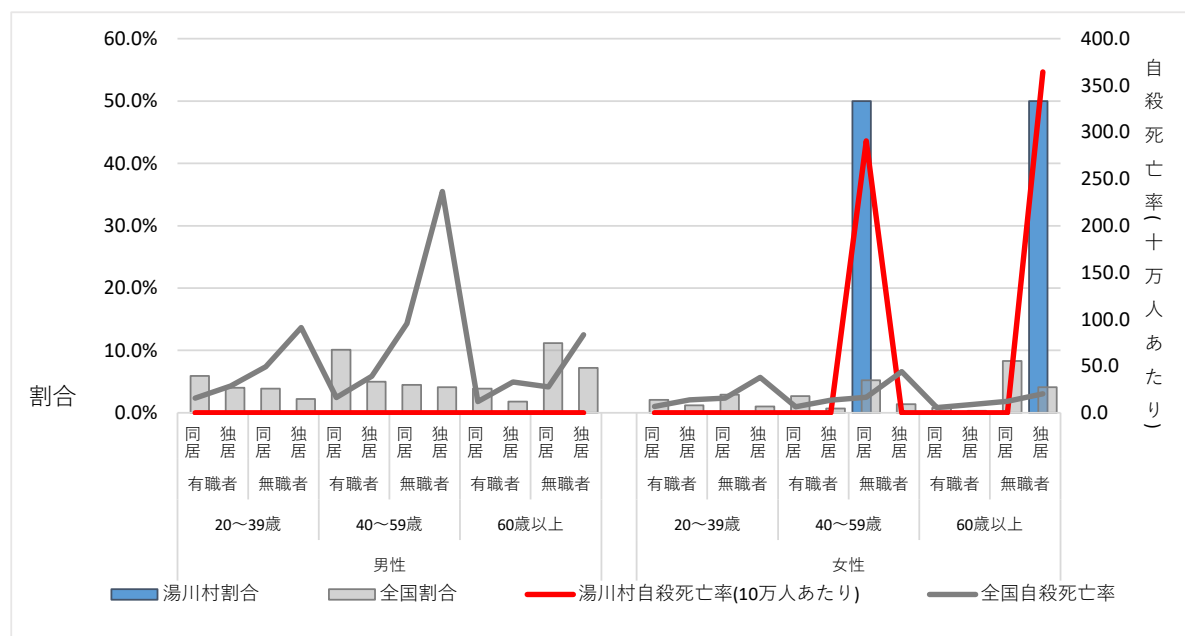
(3) 男女別・年齢別死亡状況



厚生労働省「人口動態統計」より

男性の60歳から69歳の自殺者が多くなっています。

(4) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率（令和元年～令和5年）

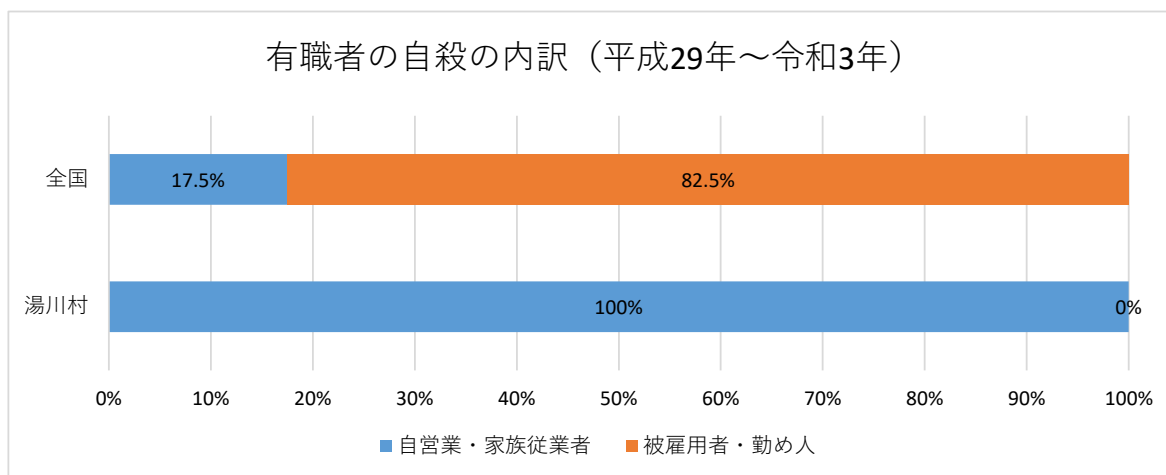


自殺実態プロフィール2024より（令和元年から令和5年合計）

湯川村の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、自殺率が全国と比べて高いのは、女性で「60歳以上・無職者・独居」次いで「40～59歳・無職者・同居」をあげることができます。

- ・一人暮らしの社会的孤立とともに同居家族内での孤立が問題となっています。

① 有職者の自殺の内訳



自殺実態プロフィール2024より（住居地・自殺日、平成29年～令和3年合計）（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

(5) 自殺の特徴

（単位：人、％）

上位5区分	自殺者数	割合	自殺死亡率*	背景にある主な自殺の危機経路**
	5年計		(10万人あたり)	
1位:女性60歳以上 無職独居	1	50.00%	364.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:女性40～59 歳無職同居	1	50.00%	290.8	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

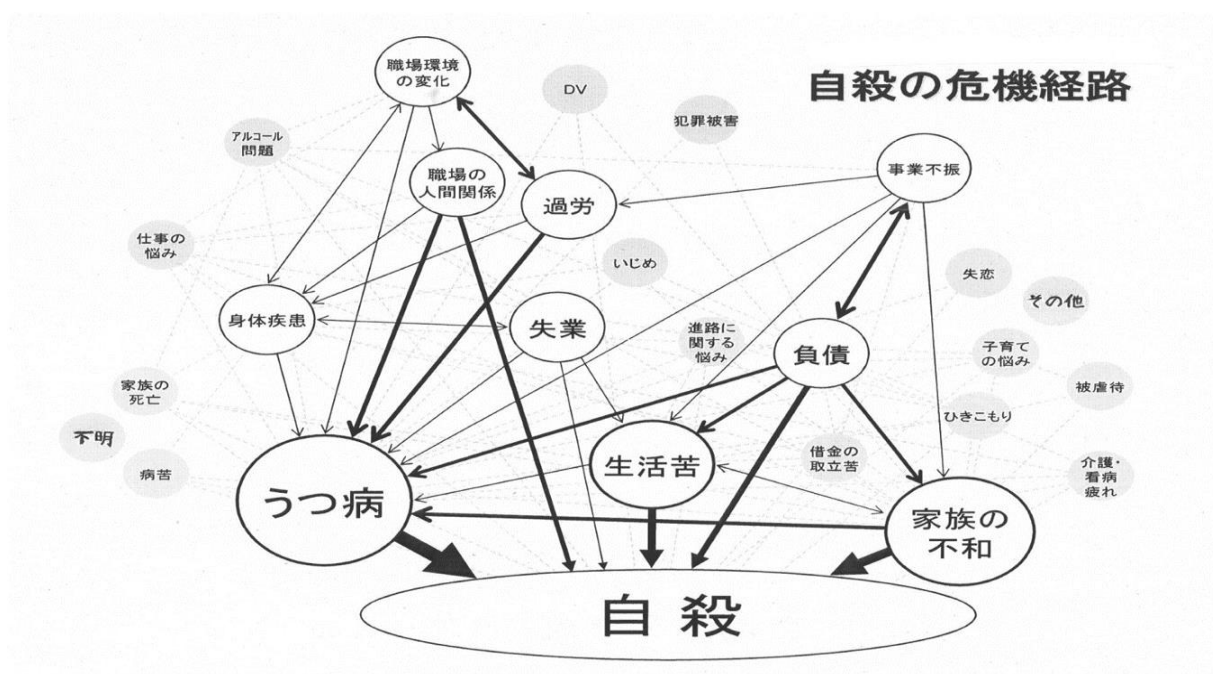
自殺実態プロフィール2024より（令和元年から令和5年合計）

警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策センターにおいて個別集計より抜粋。区分順位は、自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした（詳細は、参考表1参照）。

自殺対策において、自殺の直前の「原因・動機」のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められています。下記の危機経路は一例です。



12

参考表1：生活状況別の自殺の背景にある主な自殺の危機経路の例

生活状況				背景にある主な危機経路の例
男性 20～39 歳	有職	同居		職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
		独居		①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	無職	同居		①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居		①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職 同居		配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居		配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職 同居		失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居		失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60 歳以上	有職	同居		①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
		独居		配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
	無職	同居		失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
		独居		失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性 20～39 歳	有職	同居		離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居		① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
	無職	同居		DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居		①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職 同居		職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居		職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居		近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
		独居		夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
60 歳以上	有職	同居		介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
		独居		死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
	無職	同居		身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
		独居		死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

主な危機経路の例は自殺実態白書 2013 (ライフリンク) を参考にした。

(6) 自殺の特性の評価(令和元年～令和5年)

	指標値	ランク
総数 1)	12.6	-a
男性 1)	0	—
女性 1)	24.4	★★★a
20 歳未満 1)	0	-a
20 歳代 1)	0	-a
30 歳代 1)	0	-a
40 歳代 1)	0	-a
50 歳代 1)	55.1	★★★a
60 歳代 1)	0	-a
70 歳代 1)	48.7	★★★a
80 歳以上 1)	0	-a
若年者(20～39 歳) 1)	0	-a
高齢者(70 歳以上) 1)	25.0	★a
勤務・経営 2)	0	-a
無職者・失業者 2)	105.1	★★★a
ハイリスク地 3)	200%/+2	—
自殺手段 4)	0%	-a

1) 自殺統計にもとづく自殺死亡率(10万人あたり)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
2) 個別集計に基づく20～59歳を対象とした自殺死亡率(10万人あたり)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷居住地(%)とその差(人)。自殺者(発見地)1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
4) 地域における自殺の基礎資料もしくは個別集計に基づく首つり以外の自殺の割合(%)。首つり以外の割合が多いと高い。

【いくつかの指標についての注釈】

・指標欄の「*」は指標を算出していないことを示す。

自殺実態プロフィール2024より(令和元年から令和5年合計)

ランク	
★★★★／☆☆	上位10%以内
★★／☆	上位10～20%
★	上位20～40%
—	その他
* *	評価せず

湯川村における自殺の特徴の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、自殺実態プロフィールにおいて「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」が重点施策として推奨されました。

(1) 高齢者関連資料

①総人口と高齢化率の推移

2000年（平成12年）から2020年（令和2年）までの総人口と高齢化率をみると、総人口及び15歳未満の人口は減少していますが、高齢化率は右肩上がりにより上昇しています。

（単位：人、世帯、％）

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
人口総数	3701	3570	3364	3206	3081
総世帯数	875	904	914	904	973
15歳未満人口	600	574	507	447	421
65歳以上人口	981	1002	965	988	1066
65歳以上人口割合	27.2	28.1	28.7	30.8	34.6

2000年～2020年（平成12～令和2年）国勢調査

②世帯の状況

2000年（平成12年）から2020年（令和2年）の間に、高齢者のいる世帯は高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が増加しています。

（単位：世帯、％）

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総世帯数 A	875	904	914	904	973
高齢者のいる世帯 B	510	503	653	631	656
比較B/A	58.2	55.6	71.4	69.8	67.4
高齢者単身世帯 C	45	54	63	61	107
比較C/A	5.3	6	6.9	6.7	10.9
高齢者夫婦世帯 D	52	62	65	75	105
比較D/A	5.9	6.9	7.1	8.3	10.8

2000年～2020年（平成12～令和2年）国勢調査

(2) 生活困窮者関連資料

①生活保護受給状況

●被保護世帯数・人員

(単位：人、世帯)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	10	10	10	9	12
人員	10	10	10	9	13

被保護世帯数は令和5年度増加しています。

②就学援助

●要保護及び準要保護児童生徒就学援助費

【小学校】

年 度	実績額 (円)	人数 (人)
令和元年	1, 252, 688	18
令和2年	1, 133, 108	17
令和3年	1, 131, 999	15
令和4年	795, 906	9
令和5年	529, 905	9

【中学校】

年 度	実績額 (円)	人数 (人)
令和元年	319, 930	5
令和2年	765, 781	9
令和3年	725, 682	7
令和4年	822, 114	6
令和5年	874, 043	9

各年度ばらつきはありますが、小学校は減少、中学校は増加傾向にあります。

(3) 勤務・経営関連資料

①就業状況

全労働人口に占める農業の割合が一番高く、21.8%となっています。

その他の産業では、製造業（18.5%）、卸売業・小売業（13.1%）、医療・福祉（12.8%）が順に高い割合となっています。

（単位：人、％）

産業分類別		15歳以上 人 口	15歳以上 労働力人口	割 合	15歳以上 就業者数	割 合
総 数		2660	1743	65.5	1702	100%
第 1 次	農業	第1次産業就業者数 378人 // 産業就業者割合 22.2%			371	21.8
	林業				7	0.4
	漁業				0	0
第 2 次	鉱山・採石業・砂利採取業	第2次産業就業者数 420人 // 産業就業者割合 24.7%			0	0
	建設業				105	6.2
	製造業				315	18.5
第 3 次	電気・ガス・熱供給・水道業	第3次産業就業者数 904人 // 産業就業者割合 53.1%			3	0.2
	情報通信業				1	0.1
	運輸業・郵便業				46	2.7
	卸売業・小売業				222	13.1
	金融業・保険業				32	1.9
	不動産業・物品賃貸業				10	0.6
	学術研究・専門/技術サービス業				19	1.1
	宿泊業・飲食サービス業				52	3
	生活関連サービス・娯楽業				30	1.8
	教育・学習支援業				74	4.3
	医療・福祉				218	12.8
	複合サービス業				41	2.4
	サービス業				86	5
	公務				70	4.1
	その他				0	0

2020年（令和2年）国勢調査

②地域の就業者の常住地・従業地

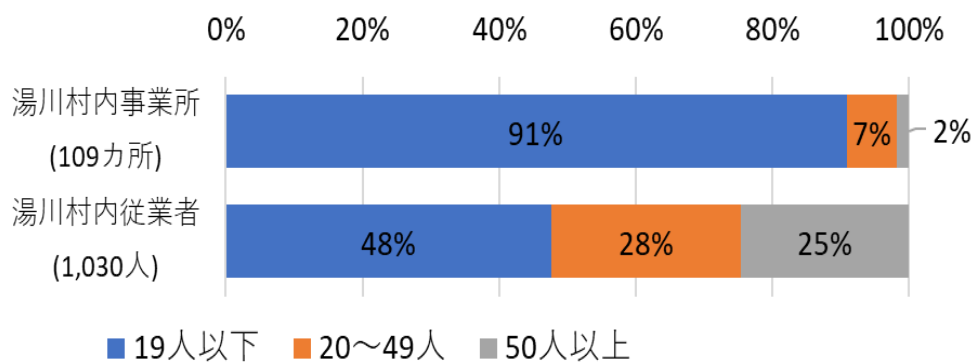
（単位：人）

		従業地			計
		湯川村内	湯川村外	不明・不詳	
常住地	湯川村内	561	1141		1702
	湯川村外	631	—	—	631
計		1192	1141	0	2333

2020年（令和2年）国勢調査

湯川村内常住就業者の67.0%が他市町村で従事しています。

③地域の事業所規模別事業所/従業員割合



(単位：人)

	総数	0～4人 (常用雇用者)	5～9人 (常用雇用者)	10～19人 (常用雇用者)	20～29人 (常用雇用者)	30～49人 (常用雇用者)	50～99人 (常用雇用者)	100人以上 (常用雇用者)
事業所数	109	69	16	14	2	6	1	1
従業員数	1030	196	111	183	42	245	53	200

令和3年経済センサス 活動調査

従業員数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。

自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

Ⅲ これまでの自殺対策と課題

Ⅲ-1

これまでの取組と評価

村は、令和2年に「いのち支える湯川村自殺対策計画」を策定し、5つの基本施策と4つの重点施策を推進し、包括的・全庁的に自殺対策に取り組んできました。

【第1期計画による取組み】

基本施策

(国の方針を踏まえた自殺対策の基盤的な取組)

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

(村の自殺の特徴を踏まえた重点的に取り組むべき対象者への施策)

1. 高齢者
2. 生活困窮者
3. 子ども・若者
4. 勤務・経営者

■湯川村自殺対策計画の評価指標と目標達成状況

第1期計画の基本施策の実施状況とその達成率は以下のとおりです。

コロナ禍等の状況下で、実施が困難な事業や取組も一部ありましたが、各分野で目標値を概ね達成しています。しかしながら、計画の目標である「自殺者数・自殺死亡率の減少」はいずれも変動的であり、目標達成とは言えない状況となっています。

※評価

◎：達成できた △：達成不十分(変動的なため)

○：概ね達成 ×：未達成

計画の目標	指標	目標値	平成 29年	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	評価
自殺者の減少	1)自殺者数 (人)	減少	1	2	1	0	1	0	1	○
	2)自殺死亡率 (%)	減少	31.5	64.5	30.8	0	31.2	0	32.5	○

基本施策の評価

主な施策分野	指標の内容	目標値	計画時 (R1)	現状 (R5)	評価
1 ネットワークの強化	① 地域における連携・ネットワークの強化	1 回以上/年	—	2回/年	◎
	② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化	1 回以上/年	各 1 回以上/年	2回/年	◎
2 人材の育成	① さまざまな職種を対象とする研修の実施	1 回以上/年 理解度 70%以上	—	—	×
	② 一般住民に対する研修による人材育成	1 回以上/年 理解度 70%以上	—	1 回/年 80%	◎
	③ 学校教育・社会教育の場における人材育成	1 回以上/年 理解度 70%以上	—	1 回/年 —	○
	④ 関係者間の連携調整を担う人材育成	3回以上/年 70%以上	3回/年	—	×
	⑤ 寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成	連携度 70%以上	—	80%	◎
3 村民への啓発と周知	① リーフレット・啓発グッズの作成と周知	庁内:3か所以上 関係機関 1 か所以上 図書コーナー 2回/年 20歳のつどい 毎年	庁内 1 か所 — — 1 回/年	庁内:3か所 関係機関 1 か所 — 1 回/年	○
	② 住民向け講演会・イベント等の開催	1 回～3 回以上/年 70%	—	1 回/年 —	◎
	③ メディアを活用した啓発活動	広報 2 回以上/年 ホームページ 1 回以上/年	—	広報 2 回/年 ホームページ —	○
4 生きることへの促進要因への支援	① 居場所づくりの活動	2回以上/年 満足度 50%	—	1～2回/月 満足度 80%	◎
	② 自殺未遂者の支援	1 回以上/年	—	校園長会で 1 回/年	◎
	③ 遺された人への支援	1 回以上/年 配布率 100%	—	5回/年 100%	◎
5 児童生徒の SOS の出し方教育	① 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施	1 回以上/年	—	各学校 1 回/年	◎
	② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化	1 回以上/年 90%以上	—	校園長会で 1 回/年 —	○

重点施策の評価

主な施策分野	指標の内容	目標値	計画時 (R1)	現状 (R5)	評価
1 高齢者	① 包括的な支援のための連携の推進	3回以上/年 50%	3回/年	2回/年	○
	② 地域における要介護者に対する支援	満足度50%以上	—	70.0%	◎
	③ 高齢者の健康不安に対する支援	参加率80%以上	—	90%以上	◎
	④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	参加率40%以上	20%～30%	46.6%	◎
2 生活困窮者	① 生活困窮者相談支援	生活保護相談件数 1件以上/年 自立相談件数 1件以上/年 無料相談 2件以上/年	生活保護相談件数 2件/年 自立相談件数 1件/年 無料相談 1件/年	生活保護相談件数 3件/年 自立相談件数 0件/年 無料相談 6件/年	○
3 子ども・若者	① いじめを苦にした子どもの自殺の予防	1回以上/年	—	1回/年	◎
	② 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援充実	2回以上/年	1回/年	12回/年	◎
	③ 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実	2回以上/年	1回/年	1回/年	○
4 勤務・経営	④ 勤務・経営者の相談支援	2回以上/年	1回/年	ほっと相談 12回/年 検診説明会 1回/年	◎

Ⅲ-2

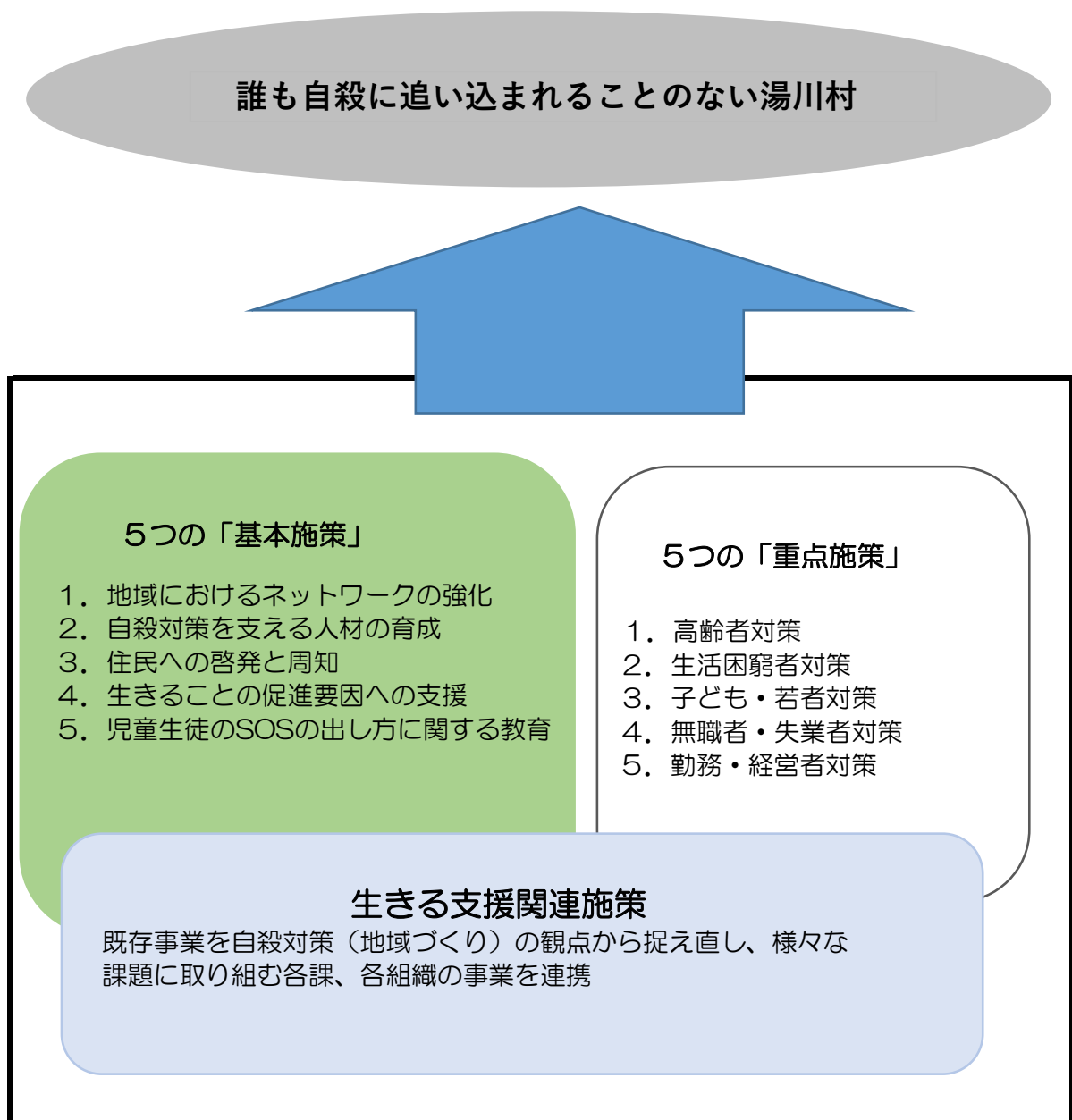
これまでの自殺対策と課題

村の自殺者数および自殺死亡率は変動的であり、減少傾向とは言えない状況にあります。特に平成29年から令和元年にかけて3年連続の自殺死亡率は県や全国平均を大きく上回っており、性別では、平成30年度まで男性のみの自殺者であり、女性の自殺者は20年間いみせんでしたが、令和元年度からの5年間では、女性のみの自殺者となっております。20歳以下の自殺者はいない状況が続いています。年代別の自殺者数では、60歳から69歳が多い状況であり、取組を更に強化していく必要があります。

Ⅳ いのち支える自殺対策における取組

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多数な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

①地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。村民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合える村づくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【湯川村健康づくり推進協議会】 各種関係団体の代表が集まり、村民の健康づくりと併せ、村の自殺対策に関する協議を行います。	住民課	
【湯川村総合福祉ネットワーク会議】 すべての住民の自立した日常生活と安心を感じる暮らしの確保のため、支援体制の構築と個々の事例について、支援の方向性を検討し実施に向けた協議を行います。（児童福祉法、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、自殺対策基本法、災害対策基本法）	住民課	県会津保健福祉事務所・県会津児童相談所・警察・村消防団、区長会等

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
各種協議会・会議開催回数	2回／年	2回以上／年

②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【生活困窮者自立支援事業窓口連携会議】 福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしていきます。	住民課	社会福祉協議会 県生活自立サ ポートセンター
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	住民課	医療・介護・福 祉関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
各種協議会・会議開催回数	2回／年	2回以上／年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

①様々な職種を対象とする研修の実施

全職員の対応力向上とともにこころのケアナースの養成により、関係者の人材育成に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【全職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 各種税金や保険料の支払いの際、生活面での深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。	全課	医療機関

※ゲートキーパー・・・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
ゲートキーパー研修開催回数	-	管理職・一般職 1回以上／年
研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	-	70%以上

②村民や各種団体に対する研修による人材育成

日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、商工会、消防団、関係団体、地域ボランティア等を中心にゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【村民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座】 日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、商工会、消防団等関係団体、地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、専門機関への早めの相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成講座等を開催していきます。	住民課	医療機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
村民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回／年	1回以上／年
研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	80%	80%以上を維持

③ 学校教育・社会教育の場における人材育成

児童生徒の自殺を予防するために、悩みをもつ児童生徒が身近なところで相談できるよう、学校教育関係者等による相談体制の強化を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	住民課 教育委員会 学校教育課	医療機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
ゲートキーパー養成講座開催回数	校園長会 1回／年	1回以上／年
研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%以上

④ 関係者間の連携調整を担う人材の育成

多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、関係機関の連携体制を強化します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【情報連携会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	住民課	医療・介護・福祉関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
情報連携会議開催回数	8回／年	10回以上／年

⑤ 寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、この様な包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【生活困窮者自立相談支援事業】（再掲） 福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本としていきます。	住民課	社会福祉協議会 県生活自立サポートセンター

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
連携できていると回答した関係者の割合	連携してできた 80%	80%以上を維持

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴き、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につなぎ見守っていくというアプローチやサポートについての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

① リーフレット・啓発グッズの作成と周知

様々な機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【チラシによる相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、村内関係施設にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	住民課	村内関係施設 福祉関係機関
【図書コーナーでのテーマ展示】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた、こころの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	住民課 教育委員会 社会教育課	教育関係機関
【20歳のつどいでの啓発】 チラシや資料等を配布し、周知します。	住民課 教育委員会 社会教育課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
庁内外チラシ設置窓口 関係機関チラシ設置窓口	3か所	3か所以上 1か所以上
図書コーナーでのテーマ展示	—	1回／年
20歳のつどいでの啓発	1回／年	1回／年

② 住民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【いのちとこころの講演会】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除くことができるように専門職による講演会を開催していきます。	住民課	医療機関
【健診結果説明会】 村が開催する健診結果説明会の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深める取組を行っていきます。	住民課	
【各種イベントにおける展示等】 自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発を行っていきます。	住民課 産業建設課	産業文化祭実行委員会

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
説明会、イベントの開催回数	1回／年	1～3回以上／年
説明会やイベントでのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%以上

③ メディアを活用した啓発活動

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【広報紙・ホームページを活用した広報活動】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせたこころの健康に関する啓発活動を行います。また、年間を通した相談窓口の周知を図ります。	住民課 総務課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
広報紙・ホームページへの掲載回数、更新回数	広報紙 2回／年 ホームページ 0回	広報紙 2回以上／年 ホームページ 1回以上／年

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

① 居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくり、生きがいつくりの活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【図書コーナーの管理事業】 住民が利用しやすい居場所としての環境整備に努めます。	教育委員会 社会教育課	教育関係機関
【一般介護予防事業】 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	住民課	福祉関係機関
【地域介護予防事業活動支援事業】 住民主体の介護予防事業活動の育成・支援、ボランティアの育成により、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。	住民課	社会福祉協議会 福祉関係機関
【社会教育の多様な学習事業】 参加者同士の交流を促進し、様々な村民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。	教育委員会 社会教育課	教育関係機関
【湯川村文化協会】 芸術文化関係団体等が、相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進します。	教育委員会 社会教育課	教育関係機関
【学校・家庭・地域社会の連携支援】 家庭や地域の教育力向上に向けた取組を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携することで、子供たちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。 ○青少年健全育成村民会議 ○放課後健全育成事業	住民課 教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【保健センター及びユースピアゆがわの活用】 子育て世代の親と子供が気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	住民課 教育委員会 社会教育課	教育関係機関

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【公園管理】 住民が利用しやすいだけでなく、村民が集える場所としての機能を果たすことができるよう、整備に努めます。	産業建設課	
【村営住宅の管理】 生活面で困難や問題を抱えているなど、村営住宅入居者の異変に気づいた場合は、関係機関との連携を図りながら支援していきます。	産業建設課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
一般介護予防事業実施地区数	22地区	24地区以上
各社会教育事業参加者数	参加延人数 761名	増加
子育て支援サービスの状況に関する村民アンケートによる満足度	「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合80%以上	「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合現状80%を維持

② 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐネットワークの構築を図っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【各種関係団体との連携】 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を図っていきます。	住民課	民生委員児童委員協議会 社会福祉協議会
【校長会及び養護教諭部会】 児童生徒の精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、情報交換や検討を行っていきます。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
会議・研修会開催回数	5回／年	5回以上／年

③ 遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【各種関係団体との連携】 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を図っていきます。	住民課	民生委員児童委員協議会 社会福祉協議会
【死亡届出時の情報提供】 死因は問わず死亡届に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したチラシを手渡します。	住民課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
関係機関との連携件数	12回／年	12回以上／年
死亡届時のチラシの配布割合	100%	100%を維持

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげている」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

① 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【SOSの出し方教育】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【子どもの人権に関する教育】 村内各小・中学校を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	住民課 教育委員会 学校教育課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
SOSの出し方教育開催回数	命の授業等 各学校 1回／年	各学校 1回以上／年
人権教室開催回数	1回／年	1回以上／年

② 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、話を聴き、心に寄り添い、見守りながら、必要に応じて相談支援機関等につなぐ役割ができる人材の育成に努めます。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関 医療機関
【児童生徒の支援体制の強化】 不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。	住民課 教育委員会 学校教育課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数	校園長会 1回／年	1回以上／年
アンケート結果にて「理解できたと答えた割合	—	70%以上

(1) 高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。村では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【地域ケア会議】（再掲） 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	住民課	介護関係機関
【地域連携（訪問看護）】 医療のみならず日常生活において病気や患者を支える家族に対しての相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。また、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	住民課	介護、医療関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
会議開催回数	2回／年	2回以上／年

② 地域における要介護者に対する支援

介護職員のみならず、かかりつけ医や他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援提供を行っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【在宅医療・介護連携推進事業】 地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行います。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	住民課	介護、医療、福祉関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
会議開催回数	—	1回以上／年

③ 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関と連携しながら相談体制を強化していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【「ほっと相談」による相談】 専門職種（精神科医師・公認心理師）が相談・訪問要請に応じて、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアに努めます。	住民課	医療機関
【健診結果説明会】 村が開催する健診結果説明会の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深める取組を行っています。	住民課	
【生活支援体制整備事業】 要支援高齢者実態把握調査及び分析、協議会・委員会の開催、実務者ニーズ会議、生活支援パートナー養成講座を行いながら、村民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。	住民課	社会福祉協議会
【認知症初期集中支援事業】 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスに繋がるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	住民課 【地域包括支援センター】	医療機関
【行政相談・人権相談】 行政相談員・人権擁護委員が、様々な相談を受ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。	住民課	行政相談員 人権擁護委員
【高額医療に關すること】 当人や家族にとって負担が大きい高額医療に關する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあたりする場合には適切な機関につなぐ等の役割を担います。	住民課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
健診結果説明会参加割合	受診者の90%	90%を維持

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢者世帯、高齢者単身世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。様々な関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【一般介護予防事業】 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	住民課	福祉関係機関
【老人クラブ活動助成事業】 運営を補助することにより、老人クラブの育成及び活性化を図っていきます。	住民課	社会福祉協議会
【”地域の宝” 高齢者支援事業】 移動手段がない高齢者の足の確保対策として、高齢者がタクシー及び路線バスを利用する場合に、その運賃の一部を助成することにより、高齢者の通院支援、買物支援、外出支援や様々な社会活動への参加促進を図っていきます。	住民課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
老人クラブ活動参加割合	46.6%	50%以上
”地域の宝” 高齢者支援事業利用割合	65.0%	70%以上

(2) 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	住民課	社会福祉協議会 民生委員・児童委員
【生活困窮者自立相談支援】 福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしていきます。	住民課	社会福祉協議会 地域生活支援センター
【「ほっと相談」による相談】（再掲） 専門職種（精神科医師・公認心理師）が相談・訪問要請に応じて、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアに努めます。	住民課	医療機関
【無料法律相談】 消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談の際に相談窓口を掲載したチラシ等を配布し、相談先情報の周知に努めます。	社会福祉協議会	総務課
【年金相談】 年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。	住民課 農業委員会	
【各種納付相談】 各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談を随時窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。	住民課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
生活保護相談件数	3件／年	1件以上／年
生活困窮者自立相談支援 新規相談件数	0件／年	1件以上／年
無料法律相談者数	6件／年	2件以上／年

(3) 子ども・若者対策

子ども・若者への対策として、児童生徒、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用等の方を念頭に自殺対策を進めていきます。抱える悩みが多様であり、かつ、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があるため ライフステージにあった対策が求められます。保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して対策を進めていきます。

①いじめや不登校等を苦にした子どもの自殺の予防

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【「人間関係づくり」の推進】 小中学校で「人間関係づくり」を推進し、児童生徒が自分自身や他者のよさに気づき、相互尊重し合う「親和的な学級」をつくることで、いじめや不登校等の未然防止を図ります。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【メンタルヘルス教育】 児童生徒が、自分に合ったストレス対処法を身に付けるとともに、自分自身のよさや生きる意味、いのちの大切さを確認し、過大なストレスに直面した時のSOSの出し方などを学ぶための教育を推進します。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【子どもの人権に関する教育】（再掲） 村内各小・中学校を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】（再掲） 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方などを学ぶための教育を推進します。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【児童生徒への相談窓口の周知】 全児童生徒にいじめや不登校、学校生活や家庭生活に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【児童生徒の支援体制の強化】（再掲） いじめや不登校、自傷等、自殺につながる傾向のある児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します	住民課 教育委員会 学校教育課	教育関係機関
【いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止等の対策推進】 いじめや不登校、自傷等、自殺につながる傾向のある児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します	教育委員会 学校教育課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
「人間関係づくり」授業回数	－	各学校10回／年
メンタルヘルス教育回数	－	各学校1回／年
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数	1回／年	1回／年
関係各課及び学校教育関係者による連絡調整会議等の開催回数	1回／年	1回／年

②若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等へ支援充実

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【若者の支援体制強化】 若年層が抱える様々な問題（不登校、就労、人間関係、いじめ、ひきこもり、虐待等）に対し、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。また、妊娠期から18歳にいたるまで、切れ目のない相談支援を目指します。福島県ひきこもり支援センター等の相談支援機関と連携を強化し、社会参加や就労等の個別支援を推進します。	住民課 教育委員会 学校教育課	福島県ひきこもり支援センター
【「ほっと相談」による相談】（再掲） 専門職種（精神科医師・公認心理師）が相談・訪問要請に応じて、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアに努めます。	住民課	医療機関

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
各種相談会等の周知回数	広報誌 12回／年	12回／年

③ 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【就学援助】 経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。	教育委員会 学校教育課	
【ひとり親家庭への支援】 ひとり親家庭へ、医療費助成や自立に向けた支援（給付金、手当等）を行います。	住民課	

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
各種制度等の周知回数	1回／年	2回以上／年

(4) 無職者・失業者対策

無職者・失業者は社会との接点が少なくなり、周囲からの孤立が懸念されます。また、経済的にも困窮し、将来生活への不安、家族関係の悪化につながる恐れが高いと考えられます。本村の自殺者の状況をみると、過去5年間に於いては無職者のみであったことから、生活困窮者対策等も含めた取組が重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【「ほっと相談」による相談】（再掲） 専門職種（精神科医師・公認心理師）が相談・訪問要請に応じて、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアに努めます。	住民課	医療機関
【健診結果説明会】（再掲） 村が開催する健診結果説明会の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する理解を深めるための取組を行います。	住民課	
【生活困窮者自立相談支援事業】（再掲） 福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしています。伴走支援、寄り添い支援を基本としています。	住民課	社会福祉協議会 県生活自立サポートセンター

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
相談会・説明会等の開催	ほっと相談12回／年 健診結果説明会1回／年	12回以上／年

(5) 勤務・経営者対策

働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体等
【「ほっと相談」による相談】（再掲） 専門職種（精神科医師・公認心理師）が相談・訪問要請に応じて、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアに努めます。	住民課	医療機関
【健診結果説明会】（再掲） 村が開催する健診結果説明会の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する理解を深めるための取組を行っています。	住民課	
【生活困窮者自立相談支援事業】（再掲） 福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしています。伴走支援、寄り添い支援を基本としています。	住民課	社会福祉協議会 県生活自立サポートセンター

●評価指標

評価項目	現状値(R5)	目標値
相談会・説明会等の開催	ほっと相談12回／年 健診結果説明会1回／年	12回以上／年

(1) 生きる支援関連施策

①これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、村の基本施策（5項目）及び重点施策（5項目）に基づき、関連があるものを抽出しました。

②各課の事業でそれぞれ住民と関わる際、もし悩んでいる人に【気付く】、必要に応じ関係者に紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては、話を【聴き】、関連部署に【つなぐ】役割を1人1人が担うことが望めます。

③さらに、この事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

生きる支援関連施策一覧

担当課	担当係	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
総務課	総務係	防犯に関する事務	自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。
	総務係	消防関係事務	自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。
	総務係	住民の要望や苦情等の処理事務	自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等の、職員の相談対応の強化につながり得る。
	総務係	生活交通路線バス事業	高齢者の交通手段の確保により、高齢者の孤立防止を図るとともに、高齢者とコミュニケーションをとることで、自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。
	総務係	交通安全に関する事務	会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。
	総務係	広報活動体制整備事業	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。強化月間や予防週間には効果的な啓発が可能となる。
	総務係	人事に関する事務	住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
	総務係	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
	総務係	職員の服務に関する事務	住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
	総務係	職員の研修に関する事務	自殺対策に関する研修を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。
住民課	税務係	滞納整理事務	滞納整理の訪問の際に、住居の状態や本人や家族の状況を確認する中で、必要な場合は早期に相談に繋がれる可能性がある。
	税務係	徴収員集金業務	訪問集金の際に、住居の状態や本人や家族の状況を確認する中で、必要な場合は早期に相談に繋がれる可能性がある。
	福祉係	住民基本台帳事務における支援措置事務	DV被害者からの相談に対し、必要に応じて早期の対応を図ることができる。

担当課	担当係	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
住 民 課	福祉係	湯川村社会福祉協議会における事業	協議会において実施している資金の貸付により、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となる。
	福祉係	湯川村民生委員協議会における事業	民生委員、児童委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。
	福祉係	老人クラブ活動助成事業	集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能を持っているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。
	福祉係	高齢者除雪事業	冬期間、孤立しがちな高齢者の変化に気づき、つなぎ役や気づき役となり得る可能性がある。
	福祉係	シルバー人材センター	就労は、経済面、精神面に大きな関係性があり、関係者間で情報を共有することにより、有効な自殺対策にもなり得る。
	福祉係	緊急通報システム設置事業	手続きの中で、本人や家族との接触時に、状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	福祉係	湯川村「地域の宝」高齢者支援事業	高齢者の交通手段の確保により、高齢者の孤立防止を図るとともに、高齢者とコミュニケーションをとることで、自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。
	福祉係	湯川村集会所等バリアフリー化事業	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能を持っているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。
	福祉係	湯川村冬季生活支援事業	手続きの中で、本人や家族との接触時に、状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	福祉係	湯川村身体障害者福祉事業	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能を持っているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。
	福祉係	児童遊び場整備事業	地域の交流の場としての公園でコミュニケーションが図られ、また情報収集の場として活用できる可能性がある。
	福祉係	湯川村「未来の宝」子育て支援事業	申請に際して、家族との対面で対応する機会を活用することで、状況の把握ができ、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
	福祉係	湯川村高校生冬期間通学支援事業	申請に際して、本人や家族との対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
	福祉係	青少年育成村民会議	関連の会議の中で、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行なうことにより現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。
	福祉係	地域支援事業 （地区介護予防事業育成事業）	要支援・要介護状態となることを防止するために、地域支援事業である地区介護予防事業育成事業（地域の通いの場）を実施し、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能を持っているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。
	福祉係	要保護児童対策地域協議会	児童相談所から連絡があったケースや虐待通報に応じて会議を行い、必要な支援につなげるなどの対応が可能となる。
	保健センター	妊婦のための支援給付事業	妊娠届け出時に助産師が面談を行い、妊婦の産前産後期間の心身の負担軽減や問題の早期発見・対応が可能となる。
	保健センター	妊産婦一般健康検査事業	本人や家族との接触時に、状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	保健センター	産後ケア事業	産婦が育児指導、母乳育児指導、母体の心身の疲労回復等のケアを受けることにより、自信をもって育児を行えるように支援する。
	保健センター	乳幼児健診事業	本人や家族との接触時に、状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	保健センター	乳幼児予防接種支援事業	必要な時期に必要な情報を提供することは、相談の機会を提供することにもなり得る。状況によっては、支援の糸口となる。

担当課	担当係	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
住 民 課	保健センター	総合健診及び各種検診事業	健診結果説明会などの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援の接点となり得る。 健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。
	保健センター	歯周疾患予防推進事業	歯科衛生士など地区の介護予防事業や健康診査、健康相談、健康教育などを通じて支援が必要な方々との接触の機会となり得る。 必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応をとることにより、支援の接点となり得る。
	保健センター	食育・食生活改善事業	食生活を切り口に生活状況の把握を行い、問題があれば関係機関につなげる等、対応の強化を図ることができる。
	保健センター	湯川村不妊治療費支援事業	不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。
	ほけん係	廃棄物減量推進員	推進員に見守りとしての役割を果たしてもらい、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。
	ほけん係	一般廃棄物・資源物収集運搬委託	独力でのゴミ出しが困難な高齢者への支援は、自殺のリスクを抱える住民へのアウトリーチ策となり得る。
産 業 建 設 課	農業振興係	多面的機能支払交付金事業	地区の人々が集い、交流ができる地域活動を通して、参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談につなげられる可能性がある。
	農業振興係	農業支援事業	農業者と対面することをきっかけに抱えている様々な課題を把握することで問題の早期発見・早期対応につなげられる可能性がある。
	商工観光係	湯川村中小企業振興資金保証融資事業	中小企業への融資に係る事務を通じて、中小企業の経営状況等を把握し、適切な支援先へとつながられる可能性がある。
	商工観光係	観光事業、イベント開催事業	地域の活性化は、生活する地域への愛着・信頼につながり、自殺の防御因子＝生きたいと思える要因を増やすことになり得る。
	商工観光係	空家対策事業	相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役として役割を担えるようになる可能性がある。
	建設係	公営住宅供給事業	生活面で困難や問題を抱えているなど、村営住宅入居者の異変を察知し、関係機関との連携を図りながら支援につなげられる可能性がある。
	建設係	道路・橋梁及び河川維持管理事業	パトロールや苦情対応において、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学校教育係	子育て支援事業	就労等の状況に応じて、子育てに伴う負担を軽減することにより、保護者や家庭の状況を知る機会となり得る。
	学校教育係	特別支援教育事業の充実	スクールサポーター事業や就学児健康診断、特別支援教育就学奨励事業等関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者に必要な支援につながり得る。
	学校教育係	放課後健全育成事業	子どもや親がクラスや年齢を超えて交流できる機会を提供することにより、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上で貴重な機会となる。
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	社会教育係	生涯学習推進事業	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能を持っているのであれば、それ自身が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。
	社会教育係	湯川村スポーツ協会補助事業	協会の会員等に見守りとしての役割を果たしてもらい、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。
	社会教育係	スポーツ・レクリエーション施設の維持管理	スポーツやレクリエーション等を通して、住民の方が交流することにより、コミュニケーションが図られ、また情報収集の場として活用できる可能性がある。
	社会教育係	健康づくり施設利用助成事業	健康づくりを通して、様々な地域の方々と交流により、コミュニケーションが図られ、また情報収集の場として活用できる可能性がある。

V 自殺対策の推進体制

自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等と、連携を強化し、社会全体での取組となるよう推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、湯川村自殺対策計画策定委員会においてPDCAサイクルによる評価を各課からの聞き取り等により実施し、課長会等での意見を取り入れる等により、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

